

第 7 次職業能力開発基本計画の評価について

1 第 7 次基本計画の基本的な考え方等

- 平成 13 年度から平成 17 年度までを計画期間とする第 7 次職業能力開発基本計画（以下「第 7 次計画」という。）は、「近年の IT 等の技術革新の進展、産業構造の変化、労働者の就業意識・就業形態の多様化等に伴う労働移動の増加、職業能力のミスマッチの拡大等に的確に対応するためには、我が国の労働市場の整備を着実に進める必要があり、労働力需給調整機能の充実強化に加え、職業能力開発施策においても、労働者個々人のキャリア形成支援、適正な職業能力評価の推進のためのシステム整備を始めとした総合的かつ体系的な対応が不可欠」であるという考え方に立って策定されたものである。
- 具体的には、労働者が自らの職業能力を確認しつつ、その職業生活設計に即して教育訓練を受け、キャリア形成を図ることができるようにするには、労働市場を有効に機能させることが必要であるため、そのインフラストラクチャーとして以下の 5 つのシステムを構築していくことが不可欠であるとしている。
 - ① キャリア形成の促進のための支援システムの整備
 - ② 職業能力開発に関する情報収集・提供体制の充実強化
 - ③ 職業能力を適正に評価するための基準、仕組みの整備
 - ④ 能力開発に必要な多様な教育訓練機会の確保
 - ⑤ 労働力需給調整機能の強化
- 厚生労働省としては、第 7 次計画に示された上記の労働市場の 5 つのインフラ整備を基軸として、その後の職業能力開発を取り巻く情勢の変化も踏まえつつ、関連施策を推進しているところであるが、現時点において、その実施状況を評価すれば次の通りである。

2 労働市場の 5 つのインフラ整備の評価について

① キャリア形成の促進のための支援システムの整備

- この点については、具体的には、
 - ・ キャリア・コンサルティングの専門家の養成、